~知ると知らないでは大違い!~ 事業承継税制と相続法改正



事業承継を考える中小企業経営者様にとって、特例事業承継税制や相続法改正について、 知ると知らないでは事業承継をスムーズに進めるうえで大きな違いです!

本セミナーでは、事業承継税制を活用する上で、避けては通れない「特例承継計画の作成」を 愛知県の担当者が、相続法改正を愛知県弁護士会の弁護士が分かりやすく解説します。 事前予約をしていただければ、無料で法律相談や事業承継相談を受けることもできます。 少しでも事業承継が気になる中小企業経営者様は、ぜひご参加ください!

『事業承継税制「10年間限定の特例措置の概要」と 講演I

「特例承継計画作成のポイント」』

CASTLE PLAZA

Õ

地下鉄

講師:愛知県中小企業金融課 主杳 南澤秀久氏

『相続法の改正について』 講演Ⅱ

講師:あいち中小企業法律支援センター委員 小林智哉弁護士

説明会

施策紹介

(1)あいち事業承継ネットワークの支援策について あいち産業振興機構 事業承継コーディネーター竹川時彦氏

(2)愛知県弁護士会

あいち中小企業法律支援センター委員

4 ブース ①15:45~16:15 ②16:15~16:45(1 社30分程度 限定8社) ※要予約です。申込時に相談内容を必ずご記入ください。秘密厳守します。

JRゲートタワー

高量タセ

近鉄 名古屋 ガッセ 駅

- 名鉄 鉄メンズ館 近線

ミッドラント スクエア

2019年3月18日(月)

13:30~15:30 (受付:13時~)

場所

キャッスルプラザ 3F 孔雀の間 名古屋市中村区名駅4丁目3-25

定員

100名 (定員になり次第受付終了)

対象

中小企業経営者及び後継者、承継者 支援機関関係者、支援専門家

共催

愛知県弁護士会 / (公財)あいち産業振興機構

申込

WebもしくはFAXでお申し込みください(裏面参照) 締切:3月11日(月)まで https://event.aibsc.ip/seminars/view/395

お問合せ

■ 公益財団法人あいち産業振興機構

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38

TEL 052-715-3070 担当 鬼頭・藤重

URL http://www.aibsc.jp/

愛知県弁護士会 あいち中小企業法律支援センター

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2 TEL 052-265-5068

担当 倉地

3月18日 13:30~ キャッスルフラザ 説明会 参加申込書

FAX 052-563-1436

- ◆ 説明会·相談 申込方法 ◆
 - 下記の1. か2. のいずれかの方法でお申し込みください。 <締切:3月8日(金)>
 - ※ 法律相談または事業承継相談を希望される方はFAXのみの受付になります。
 - 1. あいち産業振興機構ホームページ「セミナー・イベント情報参加申込フォーム」から https://event.aibsc.jp/seminars/view/395
 - **2.** FAX申込書にて

説明会 参加申込			参加☑
① 『事業承継税制と相続法改正』に参加します			
【無料】法律相談または事業承継相談申込 			
② 相談会に申し込みます(法律相談・事業承継相談のどちらかにチェック☑を入れて下さい)			
・法律相談を希望 (あいち中小企業法律支援センター 弁護士に相談)			
・事業承継相談を希望(あいち産業振興機構 事業承継コーディネーターに相談)			
【無料】法律・事業承継相談を希望する方は差支えない程度に相談内容を簡潔にご記入下さい。			
※無料相談は先着順の予約制です。定員になり次第受付終了いたします。満席の場合は、ご了承ください。			
ᆂᄮᄸ		元层如田 犯啦	
貴社名			
氏 名		電話番号	
住所			

公益財団法人あいち産業振興機構

名古屋市中村区名駅4-4-38

TEL:052-715-3070 FAX:052-563-1436

担当:鬼頭•藤重

愛知県弁護士会 愛知中小企業法律支援センター 名古屋市中区三の丸1-4-2 TEL:052-265-5068 担当:倉地

- ※ お申込みに際し、複数名のご記入はご遠慮 願います。ご面倒ですが、参加者毎の申込 をお願いします。
- ※ 法律・事業承継相談については、主催者側 で相談開始時間の割振りをさせて いただき ます。
- ※ 本申し込みでご記入いただきました個人情報は、本目的以外では使用しません。



Eメール